

平成 31 年（2019 年）1 月 22 日

市町村障がい福祉担当課長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

平成 31 年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修について

日ごろより県の障がい福祉行政に対しご支援・ご協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室から事務連絡がありました。

来年度以降の研修体系については、別添事務連絡別紙 2 のとおり予定しておりますが、正式な取扱いは、年度末に予定されている告示の交付以降となりますのでご注意ください。

（主な改正予定内容）

- 1 事業開始後 1 年間は、実務経験を満たす者を研修修了の要件を満たしている者とみなす規定について、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了する。
- 2 旧体系研修受講者は、平成 35 年（2023 年）度末までに更新研修の受講が必要になる。
- 3 サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
- 4 平成 30 年度までのサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなし全分野のサービスに従事可能になる。

長野県障がい者支援課施設支援係
（課長）浅岡 龍光 （担当）荻原 拓哉
電 話 026-235-7149（直通）
F A X 026-234-2369
電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp